平成２７年７月

事業主各位

札幌労働基準協会長

「低圧電気取扱業務」特別教育の実施について

労働安全衛生法第５９条第３項（労働安全衛生規則第３６条第４号）では低圧電気取扱の業務（注）に従事させる労働者に対し、事業者は一定科目、一定時間について特別教育を実施しなければならないこととなっています。

つきましては、このたび、事業者の委託を受けて当協会において、当該特別教育規程に基づいて法定の特別教育を実施することになりましたので、この機会に多数受講下さるようご案内いたします。

（注）充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作業務」

1	日　　時	**平成２７年９月１５日（火）** ８時50分～１８時10分
2	場　　所	北海道トラック総合研修センター 札幌市中央区南９条西１丁目
3	受講料等	当協会会員　７，５６０円　テキスト代　６４８円 一　　般　９，７２０円　〃　〃
4	修了証	教育終了時に特別教育修了証を交付いたします。
5	申込方法	受講申込書に受講料、テキスト代を添えて**札幌労働基準協会　（〒060-0807 札幌市北区北７条西２丁目　37山京ビル２階201号**、電話011-757-0340、FAX757-1803）へ持参して戴くか、銀行振込み　（北洋銀行北七条支店 普通預金口座 930447）又は現金書留でお申込下さい。
6	申込受付	**7月10日(金)**から。但し定員60名に達し次第締切ります。
7	留意事項	(1) 受講前日までの取消は、受講料等をお返しいたします。受講当日に欠席された場合、受講料はお返しできませんのでご了承ください。 (2) 申込者には受講料入金確認後、受講票を発行しますので受講の際には必ず持参して下さい。 (3) 会場には駐車場がありませんので特にご留意下さい。

裏面もご覧下さい

安全衛生特別教育規程（抄）

科　　目	範　　囲	時　間
低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性・短絡・漏電・接地・電気絶縁	1 時間
低圧の電気設備に関する基礎知識	配電設備・変電設備・配線・電気使用設備・保守及び点検	2 時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具・絶縁用防具・活線作業用器具検電器・その他安全作業用具・管理	1 時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護・作業者の絶縁保護・停電電路に対する措置・作業管理・救急処置・災害防止	2 時間
関　係　法　令	法令及び安衛則中の関係条項	1 時間
実　　技	開閉器の操作	1 時間

……切　取　り　線……

低圧電気取扱業務
特別教育実施委託申込書

※	ふりがな 氏　　名	生年月日	住　　所
		S　・　・ H　・　・	〒　　—
		S　・　・ H　・　・	〒　　—
勤務先名称			(電話　　—　　)

前記の者に対し、労働安全衛生法第59条第3項による「低圧電気取扱業務」について特別教育の実施を委託いたします。

平成　　年　　月　　日

札幌労働基準協会長　殿

会員・非会員の別	どちらかに○印して下さい

□□□-□□□□

事業場所在地・名称

事業主氏名印　　㊞

衛生管理者能力向上教育
（定期・随時）

主催　札幌労働基準協会

労働安全衛生法第１９条の２では、お事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、衛生管理者等に対し定期的（概ね５年ごと）に能力向上教育を行う努力義務を定めております。

衛生管理者は、昨年の労働安全衛生法の改正により、「ストレスチェックの実施の義務化」や「受動喫煙防止の努力義務化」等が加わり、従来以上の数多くの課題への対応が求められております。

つきましては、下記のとおり標記講習を開催いたしますので、多数受講下さいますようご案内申し上げます。

本講習は、平成5年厚生労働省公表、平成18年3月改正の「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」のカリキュラムにより実施します。

１　対 象 者　衛生管理者免許（第１種・第２種）を取得している方

２　日　　時　**平成27年7月14日**（火）～**15日**（水）　２日間
いずれも　８時５０分～17時１０分（休憩時間含む）

３　会　　場　北海道トラック総合研修センター（札幌市中央区南９条西１丁目）

４　受講料等　当協会会員　１２,９６０円　テキスト代 2,484円
非　会　員　16,200円　テキスト代 2,484円

５　申込方法
裏面「申込書」に受講料及びテキスト代を添えて申し込み下さい。
・申込先　札 幌 労 働 基 準 協 会
（〒060 - 0807札幌市北区北七条西2丁目 37山京ビル2階201号）
電話011-757-0340、Fax　011-757-1803
・受講料などを送金される場合は、現金書留または、北洋銀行北七条支店普通預金口座930447（札幌労働基準協会）をご利用下さい。
・申込書と受講料の入金を確認後、受講票を送付します。

６　申込受付　定員60名に達し次第締め切ります。

７　修 了 証　教育終了後、受講者に修了証を、事業所には実施証明書を送付します。

８　そ の 他　(1) 受講当日欠席の場合は、受講料等はお返しいたしませんので、ご了承下さい。
(2) 受講者数が10名に達しない場合、講習を中止することがありますので、予めご了承下さい。

裏面もご覧下さい

講習カリキュラム

科　目	範　　囲	時　間
労働衛生管理の機能と構造	①企業活動における労働衛生管理 ②労働衛生管理に係る中長期計画の策定及び活用 ③労働衛生管理規程等の作成及び活用 ④事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む） ⑤健康障害発生原因の分析及び結果の活用 ⑥職場巡視計画の策定及び問題点の処理 ⑦労働衛生情報・資料の収集及び活用	2．5
作業環境管理	①作業環境測定の結果の評価及びそれに基づく環境改善 ②労働衛生関係施設等の定期自主検査及び整備　③一般作業環境の整備	1．0
作業管理	①作業分析の評価　②作業標準の評価　③労働衛生保護具の選定	2．0
健康管理	①有害要因と健康障害　②健康危険調査及び疫学的調査等 ③健康診断及び面接指導等並びにこれらに基づく事後措置に関する実施計画の作成 ④メンタルヘルス対策　⑤疾病管理計画の作成　⑥健康保持増進対策	2．5
労働衛生教育	①教育計画の作成	1．0
実務研究	①各種労働衛生管理規程の作成　②作業標準の作成　③労働衛生管理計画等の作成	2．0
災害事例及び関係法令	①健康障害発生事例及びその防止対策 ②労働衛生関係法令	2．0
計		13．0

……切　　取　　線……

衛生管理者能力向上教育申込書

※	受講者氏名	ふりがな	生年月日	所属部課・役職名
			S,H　・　・	
			S,H　・　・	
			S,H　・　・	
※	札幌労働基準協会の会員・会員外	※受講料等　　円×　　名＝　　円		

上記のとおり申し込みます。

平成　　年　　月　　日

□□□-□□□□

事業場所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業場名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（電話　　）

担当責任者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞（直通・内線　　）

札幌労働基準協会長 殿

札幌労働基準協会（TEL 011-757-0340　FAX 011-757-1803）

平成27年7月

事業主各位

札幌労働基準協会長

「動力プレスの金型の取付け等の業務」特別教育の実施について

労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第2号)では、事業主が、動力プレスの金型の取付け等の業務に労働者を就かせるときは、その業務に関する安全及び衛生の特別教育を行うことが義務付けられています。

つきましては、事業者の委託を受け、当協会が当該特別教育規程に基づいて法定の特別教育を実施することになりましたので、この機会に多数受講されますようご案内いたします。

記

1 日　　時　平成27年9月29日（火）8時50分~18時10分

2 場　　所　北海道トラック総合研修センター
札幌市中央区南9条西1丁目

3 受 講 料　当協会会員　　7,560円　テキスト代　1,080円
非　会　員　　9,720円　〃　　1,080円

4 修 了 証　教育終了時に特別教育修了証を交付いたします。

5 申込方法
下記、「委託申込書」に受講料及びテキスト代を添えて申し込み下さい。

・申込先　　札 幌 労 働 基 準 協 会
〒060 - 0807 札幌市北区北七条西2丁目　**37山京ビル2階201号**
電話 011-757-0340、Fax　011-757-1803

・受講料などを送金される場合は、現金書留または、北洋銀行北七条支店
普通預金口座930447（札幌労働基準協会）をご利用下さい。

・委託申込書と受講料の入金を確認後、受講票を送付します。

6 申込み受付　**7月10(金)**　から開始し、60名に達し次第締め切ります。

7 留意事項
(1) 受講当日欠席の場合、受講料は返金いたしませんので、ご了承下さい。
(2) 受講の際は、受講票及び筆記用具を必ず持参してください。
(3) 会場には駐車場がありませんので、特にご留意下さい。

裏面もご覧下さい。

安全衛生特別教育規程第３条(抄)

科　　目	範　　囲	時　間
プレス機械又はシャー及びこれらの安全装置又は安全囲いに関する知識	プレス機械又はシャー及びこれらの安全装置又は安全囲いの種類、構造及び点検	２時間
プレス機械又はシャーによる作業に関する知識	材料の送給及び製品の取出し　プレス機械の金型　シャーの刃部又はプレス機械又はシャーの安全装置若しくは安全囲いの異常およびその処理	２時間
プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、調整に関する知識	プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、取外し及び調整	３時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則中の関係条項	１時間

・・・・・・・・・・・・・・・・・・切　取　り　線・・・・・・・・・・・・・

動力プレスの金型の取付け等の業務特別教育実施委託申込書

※	氏（ふり）　名（がな）	生年月日	住　　所
		S　・　・ H　・　・	〒　　－
		S　・　・ H　・　・	〒　　－
勤務先名称			（電話　　－　　）

前記の者に対し、労働安全衛生法第 59 条第３項による「動力プレスの金型の取付け等の業務」について、特別教育の実施を委託いたします。

札幌労働基準協会長　殿

平成　　年　　月　　日

□□□-□□□□

事業場所在地・名称

事業主氏名　　㊞

自由研削用といしの取替え等の業務の特別教育の実施について

札幌労働基準協会

労働安全衛生法第５９条第３項（労働安全衛生規則第３６条第１号）では、「研削といしの取替え又は取替時の試運転の業務」に従事させる労働者に対し、特別教育を実施しなければならないと定められています。

このたび事業者の委託を受け、当該特別教育規程に基づく法定の特別教育を実施いたします。

なお、自由研削用研削盤の種類は、おおむね次の通りです。

① 携帯用ｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ
ﾎﾞｰﾀﾌﾞﾙｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ・ﾊﾞｰﾁｶﾙｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ・ﾃﾞｨｽｸｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ・ﾊﾝﾄﾞｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ・ｱﾝｸﾞﾙｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ

② 卓上（床上）用ｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ（両頭ｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ）

③ ｽｲﾝｸﾞｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ

④ ﾜｺﾞﾝｸﾞﾗｲﾝﾀ

⑤ 切断機

⑥ その他
（木工機械等に研削といしを取り付けて使用するもの）

1　日　時　**平成２７年８月２７日（木）**（8時50分～16時10分）

2　場　所　北海道トラック総合研修センター
札幌市中央区南９条西１丁目　（駐車場なし）
（地下鉄南北線中島公園駅下車、徒歩約３分）

3　受講料

	受講料	テキスト代	合計（税込）
会員	７，５６０円	１，１８８円	８，７４８円
一般	９，７２０円	１，１８８円	１０，９０８円

（会員：札幌労働基準協会会員）

4　法定講習科目・時間数

(1)　学科教育
・自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識　2時間
・自由研削用といしの取付方法及び試運転の方法に関する知識　1時間
・関係法令　1時間

(2) 実技教育
・自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法　2時間

5　修了証　教育終了時に特別教育修了証を交付いたします。

裏面もご覧下さい

6　**申込み方法**

下記の「委託申込書」に受講料およびテキスト代を添えて申込み下さい。

・**申込先**　札幌労働基準協会

〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目　37山京ビル2F

電話 757-0340 FAX757-1803

・受講料・テキスト代は、申込先へ（持参又は現金書留）していただくか、次の口座をご利用ください。

（北洋銀行北七条支店普通預金口座　９３０４４７（札幌労働基準協会））

・ 委託申込書と受講料の入金を確認後、受講票を送付します。

6　定員等

申込開始　**7月10日より**　定数(60名)達し次第締切ります。

7　**その他**

(1)　受講の際は受講票及び筆記具を必ず持参して下さい。

(2)　受講当日欠席の場合、受講料は返金いたしませんのでご了承下さい。

---------- 切　　取　　線 ----------

（自由研削用といしの取替え等の業務）特別教育(学科.実技)実施委託申込書

※	ふりがな 氏　　名	生年月日	住　　所
		S ・　・ H	〒
		S ・　・ H	〒
勤務先名称			(電話　　－　　)

前記の者に対し、労働安全衛生法第59条第3項による「自由研削用といしの取替え等の業務」について特別教育（学科・実技）の実施を委託いたします。

会員・非会員の別	どちらかに○印して下さい

札幌労働基準協会長　殿

平成　　年　　月　　日

□□□-□□□□

事業場所在地.名称

事業主　氏名印　　㊞

有機溶剤作業主任者能力向上教育
（定期・随時）

主催　札幌労働基準協会

労働安全衛生法第１９条の２では、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、有期溶剤作業主任者等に対し定期的（概ね５年ごと）に能力向上教育を行う努力義務を定めております。

労働安全衛生法施行令等が改正され、エチルベンゼン（キシレンが含まれる塗料・シンナーに概ね含まれる）及び１．２ジクロロプロパン（洗浄・払拭業務）について、有機溶剤作業主任者として選任していた方を特定化学物質作業主任者として選任することなど、有機溶剤作業主任者の方々は数多くの課題への対応が求められております。

つきましては、下記のとおり標記講習（上記物質の取扱いを含む）を開催いたしますので、多数受講下さいますようご案内申し上げます。

本講習は、平成5年厚生労働省公表、平成18年3月改正の「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」のカリキュラムにより実施します。

１　対象者　有機溶剤作業主任者技能講習を修了している方

２　日　時　**平成２７年７月３０日**（木）　１日間
８時５０分～17時１０分（休憩時間含む）

３　会　場　北海道トラック総合研修センター（札幌市中央区南９条西１丁目）

４　受講料等
当協会会員　7,560円　テキスト代 2,160円
非会員　9,720円　テキスト代 2,160円

５　申込方法
裏面「申込書」に受講料及びテキスト代を添えて申し込み下さい。
・申込先　札幌労働基準協会
〒060－0807札幌市北区北七条西2丁目 37山京ビル2階201号
電話011-757-0340、Fax 011-757-1803
・受講料などを送金される場合は、現金書留または、北洋銀行北七条支店普通預金口座930447（札幌労働基準協会）をご利用下さい。
・申込書と受講料の入金を確認後、受講票を送付します。

６　申込受付　**定員６０名に達し次第締め切ります。**

７　修了証　教育終了後、受講者に修了証を、事業所には実施証明書を送付します。

８　その他　(1) 受講当日欠席の場合は、受講料等はお返しいたしませんので、ご了承下さい。
(2) 受講者数が１０名に達しない場合、講習を中止することがありますので、予めご了承下さい。

裏面もご覧下さい

講習カリキュラム

科　目	範　　囲	時　間
作業環境管理	①作業環境管理の進め方 ②作業環境測定、評価及びその結果に基づく措置 ③局所排気装置等の設置及びその維持管理	2．0
作　業　管　理	①作業管理の進め方 ②労働衛生保護具	2．0
健康管理	①有機溶剤中毒の症状 ②健康診断及び事後措置	1．0
事例研究及び関係法令	①作業標準等の作成 ②災害事例とその防止対策 ③有機溶剤業務に係る労働衛生関係法令	2．0
計		7．0

……切　　取　　線……

有機溶剤作業主任者能力向上教育

※	受講者氏名	ふりがな	生年月日	所属部課・役職名
			S,H　・　・	
			S,H　・　・	
			S,H　・　・	
※	札幌労働基準協会の会員・会員外	※受講料等　　円×　　名＝　　円		

上記のとおり申し込みます。

平成　　年　　月　　日

□□□-□□□□

事業場所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業場名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（電話　　）

担当責任者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞（直通・内線　　）

札幌労働基準協会長 殿

札幌労働基準協会（TEL 011-757-0340　FAX 011-757-1803）